

第1回和光市民文化センター指定管理者選定委員会 会議録

会 議 名	第1回和光市民文化センター指定管理者選定委員会
開催日時	令和5年4月7日（金） 14時00分～16時00分
開催場所	和光市民文化センター 会議室
出 席 者	別紙出席者一覧のとおり
傍 聴 者	0名
議 題	1 和光市民文化センター指定管理者公募要項及び業務の基準について 2 選定基準、選定方法、指定管理者選定審査書について 3 プロポーザル審査について

1 開会

2 委員委嘱及び任命

3 市長挨拶

市長

今日は、第1回和光市民文化センター指定管理者選定委員会にご出席いただき、ありがとうございます。和光市長の柴崎です。

ただいま、委嘱式が終わりましたとおり、赤木（あかぎ）先生と稲村（いなむら）先生には、お忙しいところ、選定委員会委員をお引き受けいただき、ありがとうございました。

和光市民文化センターの管理については、公の施設の管理に関する指定管理者制度に基づき、平成18年度から指定管理者制度を導入する。現在の指定管理者の指定期間は、令和6年3月31日に終了となるため、選定委員会を開催し、次期指定管理者となる事業者を募集・選定する。

今回の選定作業については、9月議会の上程を予定しており、委員の皆様には、ご多忙のところ、短い期間に集中し、精査していただくことになるが、和光市のために質の高い芸術文化事業の展開と、効率的な施設運営ができる次期管理者の選定がなされるようご期待申し上げて、ご挨拶とさせていただきます。

事務局

市長は所用のため退席させていただく。また、和光市公の施設に係る指定管理者の指定手続き等に関する条例施行規則第8条第2項の規定により、委員の半数以上の出席が必要となる。本日は5名の委員が全員出席しており、会議は成立している。

4 議題

事務局

議事に入るが、同条例施行規則第8条第1項の規定、及び和光市民文化センター指定管理者選定委員会設置要綱第2条第2項の規定により、田中総務部長が議長となる。

田中委員長	議事がスムーズに進行するよう、委員の皆様のご協力をお願いしたい。
田中委員長	続いて、委員の皆様及び事務局の自己紹介を順番をお願いしたい。 (委員及び事務局による自己紹介)
田中委員長	議題に入る前に、これまでの経過について、事務局から説明する。
事務局	和光市では、市民の文化芸術活動の拠点として和光市民文化センターを平成5年4月に設置し、市民文化の振興に努めている。 和光市民文化センターの管理については、公の施設の管理に関する指定管理者制度に基づき、平成18年度から同制度を導入しており、現在の指定管理者の指定期間が令和6年3月31日に終了となるため、令和6年4月1日からの和光市民文化センターの管理を行う指定管理者となる事業者を募集することになった。 この選定委員会については、市のみで行うのではなく、舞台・芸術分野において専門的な立場から検討がなされるよう、当該分野からの有識者にも参画していただき、適切な事業者が選ばれるように考えている。 市では、市民が楽しめる市民文化センターの運営を第一に考えていただき、その上で、文化振興基本方針に定められた位置づけを目指していただける事業者が指定管理者として選定されることを望んでいる。 今後の選定においては、民間独自の創意工夫を活かした芸術文化事業内容と、効率的な施設運営の具体的方策について提案を受けて、市民文化センターの管理運営が、より効率的・効果的に行われることにより、市民サービスがさらに向上することを期待して委員の皆様を選定していただきたい。
田中委員長	このことについて、質問はあるか。 (質問なし)

議題1 和光市民文化センター指定管理者公募要項及び業務の基準について

田中委員長	続いて、本日の会議資料と資料2「令和5年度和光市民文化センター指定管理者選定スケジュール」について説明する。
事務局	まずはじめに、資料1から5までの確認をさせていただく。 資料1は「選定委員会の委員名簿」、資料2は「令和5年度和光市民文化センター指定管理者選定スケジュール」、資料3は「指定管理者公募要項」案、資料4は「業務の基準」案、資料5はプロポーザル審査の際に使用する「審査表」案となっている。 また、事前にお渡しした資料の他に、「和光市民文化センター指定管理者選定

委員会設置要綱」を参考で配付している。

資料2の全体スケジュールについて説明する。本日こちらの、第1回選定委員会で公募要項と業務の基準等についてご協議いただき、その後修正事項等を踏まえ、要項等を確定する。4月17日から5月15日まで公募要項を配布し、その後公募説明会や質問の受付・回答を行った後、6月9日から13日の間で申請を受け付ける。申請者が5者以上だった場合には、応募者を絞るために第2回選定委員会を開催し、書類審査を行う。その後、7月21日に第3回選定委員会を開催し、プロポーザル審査を行い、次期指定管理者の候補者を決定する。

田中委員長

ただいま事務局から説明のあった資料2について、質問はあるか。
(質問なし)

田中委員長

次に、議題「和光市民文化センター指定管理者公募要項及び業務の基準について」説明する。

事務局

それでは、議題について説明する。

本日の議題である「和光市民文化センター指定管理者公募要項及び業務の基準について」は、主に資料3から5を使用する。まず、資料3公募要項の案について、全体を説明する。

3ページには、要項とともに公開する参考資料等と、この要項の中で記載のある関連例規を挙げた。関連例規については、ウェブ上で全て公開されていることから、今回の参考資料としては改めて配布はしない。

4ページから内容に入る。

まず、「1 指定管理者の募集について（はじめに）」であるが、こちらに記載のとおり、和光市民文化センターは、平成5年に開館し、平成18年度から指定管理者制度を導入し、現在まで継続してきた。現在の第4期指定管理期間が、令和6年3月31日までとなっているので、改めて令和6年度から令和10年度までの第5期指定管理期間の指定管理者を募集する。

文化センターは、市民や地域の文化団体の文化活動を行う場、国内外の優れた舞台芸術を鑑賞する場、また、地域文化交流の場として幅広く活用され、市民の文化振興の中核施設として機能を果たすことを目的としている。

民間独自のノウハウや工夫による、効果的、効率的な自主事業や貸館事業の実施によりサービスの更なる向上を期待する。

「2 対象施設について」は、記載のとおりである。文化センターには、大きく分けて、大ホール、小ホール、展示棟（企画展示室、展示ホール）がある。次のページ、開館時間と休館日については、和光市民文化センター条例に定められた時間となっている。

「3 指定期間（予定）」については、先程も申し上げたとおり、令和6年4

月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日までの 5 年度となっている。※印で記載しているが、文化センターは建設から 30 年が経過するため、大規模改修を検討する時期となってきている。そのため、大規模改修の検討及び計画、実施の際には、指定管理者と、指定管理期間や業務、施設について協議を行うこととなる。

「4 指定管理者が行う業務」は、(1)文化事業に関する業務、(2)施設の運営に関する業務、(3)施設の管理に関する業務、(4)指定管理の運営に関する業務、(5)指定管理の終了時の引継ぎに関する業務、(6)その他業務となるが、これらの業務の詳細については、資料 4 の業務の基準をご覧ください。

「5 事業実施に係る条件」では、職員配置や業務責任者について記載している。

「6 保険加入について」は、ご覧のとおりである。

「7 経費に関する事項」について、市民文化センターでは、建物の性格と設置目的を踏まえて利用料金制を採っている。

(1)指定管理料は、会計年度ごとに支払うが、具体的な金額等は、協定で定めることとなる。

(2)指定管理者の収入となるものは、ご覧のとおりである。

(3)指定管理業務の経費として、想定されるもののうち、修繕費については、基本的に修繕費の範囲内で指定管理者が行うこととするが、1 件 100 万円を超える修繕については、市と協議するものとする。

(4)管理口座について、指定管理者は、必要な帳簿を作成し、指定管理業務専用の口座を開設し、管理する。

(5)利用料金については、条例で定める額を上限とし、市の承認を受けて定めるとともに、利用料金の減免は市民文化センター管理規則によるものとする。

(6)指定管理料及び利用料金の精算について、事業計画の業務を行わなかった場合、その業務の予算は市に返還することとなる。また、指定管理料に残額が生じた場合は、原因を精査する。指定管理者が業務を完遂している場合は、残額を余剰金として取扱い、市と指定管理者で按分する。指定管理業務に係る経費が指定管理者の収入を上回ったとしても、その超過分の補填は行わない。

指定管理料のうち、精算の対象となるのは、修繕費及び、備品購入に要する経費である。これらは、不足によるサービスの低下等、営業に支障をきたすことを防ぐために、指定管理料に予め含めて計上し、不用額が生じた場合は、市に返還する。

指定管理料の変更については、ご覧のとおりである。

「8 リスク分担」については、17、18 ページ「別紙 1 リスク分担表」のとおりである。詳細については、協定締結時に定める。

「9 募集及び選定のスケジュール」については、先程資料 2 を説明したとおりであるので、詳細はこちらをご覧ください。

「10 募集に関する事項」について、公募要項の配布は対面では行わず、市ホームページから各自でのダウンロードしていただく。募集説明会は、5 月

15日に行う。午前中に説明会を開催し、午後に現地視察を行う。詳細はご覧のとおりである。募集説明会当日においても、その場で要項等の資料は配布は行わない。また、当日の質問も受け付けない。

(4)質問の受付及び回答について、質問の受付は5月15日から18日にメールで行う。電話や来訪、口頭では受け付けない。26ページの様式2の質問票を総務人権課代表アドレスまで送信されたものを受け付け、全ての質問の回答を6月8日に行う。

「11 応募に関する事項」についてはご覧のとおりである。6月9日から13日の間に応募申請書を受け付ける。申請書は持参でのみ、受け付ける。

「12 審査及び選定に関する事項」について、選定方法はプロポーザル審査を実施することとし、応募者が5者以上である場合に、プロポーザル審査の前に書類審査を行う。書類審査、プロポーザル審査どちらにおいても、19ページから21ページの「別紙2 選定に係る評価項目」を用いて審査する。プロポーザル審査の詳細は、22ページから23ページの「別紙3 和光市民文化センター指定管理者選定プロポーザル審査方法」のとおりである。

また、選定において、提案内容を重視するために、配点を提案内容に対する評価を80パーセント、提案価格に対する評価を20パーセントとする。評価の項目及び、提案価格に対する評価についてはご覧のとおりである。

「13 協定に関する事項」については、ご覧のとおりである。

「14 業務を実施するに当たっての留意事項」については、ご覧のとおりである。業務の再委託については、一括して第三者に委託することはできないが、清掃や警備、設備の保守点検等の一部について予め市が認めた場合はこの限りではない。

「15 事業評価」についてもご覧のとおりである。毎年度、「和光市民文化センター指定管理者事業評価実施要領」に基づき、ヒアリングを行い評価する。評価結果はホームページ等で公開する。

「16 業務の継続が困難になった場合の措置」、「17 議会の議決が得られなかった場合の措置」、「18 業務の引継ぎ」についてはご覧のとおりである。

「19 その他」、要項の変更については、ホームページに順次公開するので、各自でご覧いただきたい。

「20 問い合わせ先」は、総務部総務人権課文化交流担当である。連絡先はご覧のとおりである。

この後ろに、17ページ「別紙1 リスク分担表」、19ページから21ページ「別紙2 選定に係る評価項目」、22ページから23ページ「別紙3 和光市民文化センター指定管理者選定プロポーザル審査方法」、24ページ以降は、必要様式を添付している。

続いて資料4について説明する。

「1 基本となる指針」について、和光市民文化センターは、第五次和光市

総合振興計画基本構想において市民の文化芸術振興に寄与する市の中核施設として位置づけられている。

また、和光市文化基本方針では、理念を『文化をとおして、すべての生きがいを感じ、「住んでよかった、住みたい、訪ねたい 和光市』としており、基本方針を「１ 市民の自主性を尊重し、文化の活性化を図ること、２ 地域文化資源の保存・継承・活用・創出を推進し、自然と文化の魅力あふれるまちを目指すこと、３ 市民の創造性や文化振興に対する意見がいつそう反映されるよう環境の整備につとめること」としている。このように、和光市では、市民の自主性を尊重し、地域に根ざした和光市ならではの文化の創造を重視している。

これらのことから、和光市民文化センター運営の基本方針では、市民の文化振興に寄与する本市の中核施設として、ア 市民の文化享受機会の拡大、イ 市民の自主的で創造的な文化活動への支援、ウ 地域の文化に関わる人材の育成、エ 地域文化資源の有効活用、オ 地域の文化の進行・交流活動の拠点的役割、カ その他運営に関する必要な事項を目指すこととする。

「２ 指定管理者が行う業務の基準」については、要項で挙げた、指定管理者が行う業務について、(1)文化事業に関する業務の基準、(2)施設の運営に関する業務の基準、(3)施設の管理に関する業務の基準、(4)指定管理の運営に関する業務、(5)指定管理の終了時の引継ぎに関する業務の基準、(6)その他業務の基準の順に各詳細を示している。この業務の基準の参考資料として、現指定管理者が行う業務の一覧を添付する予定である。

１３ページ「３ 留意事項」については、ご覧のとおりである。

１５ページからの「和光市が目指す文化振興～次期指定管理者が目指すべき方向～」では、特に時期指定管理者に行っていただきたい、具体的な施策を示している。

資料５は、７月２１日に行うプロポーザル審査で使用する審査書となっており、表の右側の「評価点数」欄に評価を記入していただく。こちらは、資料３の要項１９ページから２１ページの「別紙２ 選定に係る評価項目」と一致している。

資料３から５について全体の説明をさせていただいた。

次第に記載した、①の選定基準、選定方法については、資料３の１２ページ、資料５の審査書を使ってご協議いただきたい。また、②のプロポーザル審査については、資料３の２２ページの「別紙３ 和光市民文化センター指定管理者選定プロポーザル審査方法」を使ってご協議いただきたい。

田中委員長

ただいま事務局から説明のあった資料３、４、５について、次第に記載の「①選定基準、選定方法、指定管理者選定審査書について」、「②プロポーザル審査について」、の順で協議したい。

議題２ 選定基準、選定方法、指定管理者選定審査所について

田中委員長	まず、「①選定基準、選定方法、指定管理者選定審査書について」資料３の１２、１３ページ及び１９から２１ページ、資料５について、事務局が作成した案に何か質問や意見はあるか。
稲村委員	資料５の大項目１(１)「・施設の管理運営に関し、熱意や意欲を持っているか。」と(３)「・施設の管理運営に関する専門的知識や資格、経験を十分に有しており、熱意や意見を持っているか。」について。 これまで実際に評価するときに、「熱意や意欲」をどのように評価してきたのか。何を対象にして、熱意や意欲を持っていると評価するのか。 また、(１)「管理運営に関する熱意」と、(３)の「熱意や意欲」の違いは何か。重複しているようにも見える。 その上で、熱意や意欲を評価するのは難しいと思う。作文やプレゼンテーションが上手いなど熱量だけの問題ではない。例えば、文化・芸術分野において、和光市の文化行政にどのような問題意識を持ち、それに対してどのような提案をどれだけ意欲的に見せてくれるかということだと思う。その部分が広く解釈できてしまうので、もう少し細かく絞ると、委員の間で共通認識を持って採点を行えると思う。加点型の評価の場合、委員によって評価ポイントが違うため、どこをポイントとして見なければいけないのかを共通に理解できる表現を使うのが良いのではないか。
田中委員長	これまでの審査の中ではどのように評価してきたのか、事務局から説明していただきたい。
事務局	前回も含めこれまでの評価の際に、この表現を使ってきた。ここで委員の皆さまとの共通認識を持ち、適切に変えていただければ構わない。
田中委員長	(１)と(３)の違いについては、事務局の方では意識しているのか。
事務局	指定管理者を選定するに当たり、やはり、やる気を見せていただきたいという想いからこのような表現になったと思われる。 改めて見ると、(３)の「熱意や意欲」を省いても十分に伝わると思われる。(１)については、単に省くのではなく適切な表現に変えるのが良いかと思われる。
寄口委員	(１)の「熱意や意欲」の部分に関しては、指定管理者がサンアゼリアに、専門職と一般職などどのように職員を配置するか、あるいは、設備を管理していくためにどの程度専門性のある経験や資格を持つ人を配置するか、についてのやる気かと思う。

一番大切なのは、どのように「和光市文化振興基本方針」を理解し、和光の文化を展開していくかであり、大項目5がその部分となっている。したがって、管理運営面でどのように人を配置していくかも重要、ということだと思う。

赤木委員

1(3)の「熱意や意欲」は曖昧であるため、「適正な人員配置」や「主体的な体制」へ変えるのがよろしいのではないかと考える。1(3)2項目の「熱意や意欲」は不要と考える。

田中委員長

では、1(3)2項目を「・施設の管理運営に関する専門的知識や資格、経験を十分に有しているか。」へ修正してよろしいか。

また1(1)2項目の「熱意、意欲」は、削除してよろしいか。

稲村委員

体制の話ということであれば大項目4に含まれており、十分かと思う。

「熱意や意欲」という言葉は、前向きに向かっているかという表現としては有り得ると思う。(1)には何か追加し、「熱意や意欲」は省いて良いと思う。

大野委員

私も皆さんの意見を聞き、そのとおりであると考えている。

大項目1の(1)と(3)の「熱意や意欲」の部分は重複しているように見える。しかし敢えて事務局寄りに物事を見るのであれば、(1)については、今後に関しての熱意や意欲、(3)については、今までの実績・経験の中で熱意を持って物事に携わってきたか、というように解釈できなくもない。いずれにしても、(3)については重複しており、不要と考える。

どちらも削除するかというと、過去に「熱意や意欲」に重きを置いて(1)と(3)の2か所も使っていたことを考えれば、(1)の「熱意や意欲」という表現は残し、審査の段階で、委員が、「それはどこに出ているのか」というやり取りや質問を添えて判断するのがよろしいかと思う。

稲村委員

大野委員の、「今後」と「これまでに」という住み分けが大変良いと思った。その上で、(1)の表現を残すのであれば、今後、というところでは、ただ指定管理をするということではなく、今後の団体としてのビジョンがいかにも明確に記されているかがある種の基幹になるのではないかと。ビジョンだけで良いのかということもあるので、その辺りの文言については少しご検討いただければ良いと思う。

田中委員長

では、どちらか一方を削除してよろしいか。

稲村委員

(1)は残しながら微修正等調整していただきたい。

田中委員長

(3)の後半は削除し、(1)は「意欲的な提案をしているか」等に表現を変える方

向でよろしいか。

稲村委員

もしくはこのまま残しておき、このことが「今後の見通しやビジョン」を意味すると共通に理解できていれば構わない。

田中委員長

では、文言についてはそのようにさせていただく。その他に意見はあるか。

赤木委員

大項目 5(1)の 2 項目「優れた音楽、演劇などの文化の振興事業の提案がなされているか。」について。

もちろん優れた提案はなされるべきであるので、もう少し文言を付け加えていただきたい。

「和光市民文化センター指定管理者 業務の基準」1(2)に、「鑑賞事業については、毎年度同じ内容を繰り返すのみでなく、新たな内容の取組を実施する。」と示されている。したがって、付け加えるならば、「独自性や独創性がある提案」という文言で、そこに審査の配点がなされるべきと思う。

他に、4 項目の「地域の文化人材の発掘と育成、『人づくり』に繋がる提案がなされているか。」については、「人づくり」の部分が具体的にイメージし難い。加えて、「育成」に留まらず、育成した人材を和光市の地域で活用や起用していくべきであり、それこそが事業の提案に繋がると思うので、「活用や起用」という文言を入れていただきたい。

そうすると、文化人材だけでなく地域資源も「人づくり」に繋がるのか。

大野委員

文化人材を育成して活用していくのが人づくりなのか、それとも、住民の文化度を上げる、若しくは醸成を涵養することも含めるのが人づくりなのか、ということか。

赤木委員

その辺りを明確にしていきたい。

関連して、資料 4 の 15 ページ「和光市の目指す文化振興」1(2)「鑑賞事業については、毎年度同じ内容を繰り返すのみでなく、新たな内容の取組を実施する。」にも、「独創性のある」といった表現を反映していただきたい。

それから、3(1)「若手アーティストを発掘して地域で育成し、全国に発信する。」の「全国に発信」も唐突な感じがある。コンクール優勝者のコンサートやアウトリーチを実施していることから、おそらく「積極的な活用や起用」は行っていると思われる。文中に「積極的な活用や起用」という表現を挿む、あるいは「全国に発信」の部分を省いてはどうか。

田中委員長

事務局では「人づくり」の意味をどのように捉えているか。前事務局の寄口委員からご説明いただきたい。

寄口委員	文化センターは公立文化施設であるから、単に貸館事業を行えば良いのではなく、単に公共を守っていけば良いのでもない。大事なのは、地域の文化活動を行っている方々と繋がることと、地域に埋もれている文化的に優れた方を発掘してバックアップしていくことであり、そういう施設であってほしい。 とすると、「人づくり」とは、埋もれている人をバックアップして、その人の芸術活動を引き立てていくことだと捉えている。
大野委員	大変良く分かった。 もしそうであるならば、もう一項目、「住民の文化度を上げる」とか「醸成」という意味合いの文章を加えても良いのではないか。
寄口委員	その部分は、資料４の１５ページ「和光市の目指す文化振興」２(１)で表していると思われる。
田中委員長	資料５大項目５(１)に「地域で活用する」というような表現を加えるということではよろしいか。 それから、『人づくり』に繋がる提案がなされているか」という部分については、項目を分けるということではよろしいか。
大野委員	もしも「人づくり」が、発掘・育成・活用のことを意味するのであれば、このままで良い。 それから、「住民の文化度の醸成や意識の涵養」という表現が、もしかしたら必要かもしれない。
田中委員長	寄口委員の意見であると、「人づくり」とは人材を発掘してバックアップしていくという意味になる。
寄口委員	「文化度を上げていくという取り組みがなされているか」の視点が、資料５大項目５(１)に入っているのだろうか。
大野委員	資料５大項目５の９つめ、「市民の文化享受機会の拡大」というのは、広く読もうと思えば読める。８つめ、「市民の創造・鑑賞活動を助成・支援する取組」も、拡大解釈すれば読めないこともないが、もう少し明確に示す方が良い。
田中委員長	『人づくり』に繋がる提案」という部分は、削除する方向で良いか。
大野委員	「文化度を上げていくという取り組みがなされているか」の視点があるならば、「人づくり」を広く捉える必要がある。 寄口委員の発言のとおり、人づくりは発掘と育成と活用だと限定的に言うな

らば、もう一項目加える方が良いのではないかとと思うが、解釈については事務局にお任せしたい。

田中委員長

では、資料５大項目５(１)４項目については、事務局に検討していただく。

次に、資料４の１５ページ「和光市が目指す文化振興～次期今後目指すべき方向～」の３(１)について。「全国に発信」という表現が唐突ではないかとの意見はいかがか。

大野委員

資料４の１５ページが、事務局だけで考えたものでなく何か揉んだものであれば、敢えて積極的な異議などは控えた方が良いのでは。

田中委員長

市としての方針ということでよろしいか。

事務局

文化振興基本方針に則った形となっており、ピックアップして分かりやすくしたものが１５・１６ページの内容である。

寄口委員

公立文化施設を指定管理にしているところは全国的に多いが、単なる貸館的なところも多い。公立の施設は、市民が文化を享受する機会も提供しなければいけないし、市民の文化活動を積極的にバックアップしていかなければいけない。その方向性をはっきりと分かりやすく示しているのが、この「和光市が目指す文化振興」である。

田中委員長

では、１５ページについては、このままでよろしいか。

赤木委員

このままでよろしい。

田中委員長

他に意見はあるか。

寄口委員

資料３の１３ページ１２「審査及び選定に関する事項」イ「提案価格に対する評価」について。

上限価格を設定しており、ここから２０％以上安い金額で提示してきた場合は、係数１．０を掛けて２０点を付ける。提案上限価格と同額で提示してきた場合には１２点となり、８点差を付けることになる。

今の経済状況等を考えると、安ければ安い方が良いと捉えられてしまうと、かなり無理をして提案してくる応募者も出てくるのではないだろうか。となると、人件費を削ることが予想される。地方公共団体としては、安さを強く求めすぎてはいけないのではないか。今は賃上げの方向に移行しつつあり、また、役所では最低制限価格を設定していることを考慮すると、もっと点差を小さくしても良いのではと考える。

具体的には、今は５％ずつの６クラスに分けているが、１０％ずつの４クラスに分け、係数を１から０．８ぐらいに分けることで点差は４点になる。そうすると、応募者が提案価格を極端に安くして指定を受けた後に、例えば、これでは厳しくて職員が足りない、ということは起こりにくい。人材不足に拍車をかけないようにということで、見直していただくのはいかがか。

大野委員

寄口委員の考え方には、基本的には賛成である。

前職で、介護施設や保育園などに同様のことをやらせていただいた中で、人材の確保や離職防止が課題の職種だった。経済性ばかりにあまりにも目が行き過ぎてしまうと、そういったところにしわ寄せがきて、結果として更に人材流出に拍車をかけてしまうことになる。したがって、過度に安ければ良いという考えをなるべく防御できるような装置を働かせるという考えには、基本的には賛成である。

稲村委員

特に文化芸術の分野は、人件費の面でやりがい搾取の業界だと言われている。しかし世代的な変化があり、２０代は文化芸術においてもやりがいだけでは選ばなくなってきており、条件で選ぶことが大前提になっている。人材を確保するにはそれなりの条件を設定することが重要だと思う。

赤木委員

提案価格は低すぎないように設定されていると思うが、点差を小さくすることについては、寄口委員の意見に賛成である。

田中委員長

具体的に、寄口委員の意見としては、１０％ずつの４クラスに分け、係数を１．０から０．８に修正するということであるが、よろしいか。

全委員

よろしい。

田中委員長

では、事務局で詳細を確認し、基本的には点差を圧縮していく方向で進めたい。他に意見はあるか。

稲村委員

資料５大項目５(１)について、提案する。

基本的には、文化事業に関して提案することのチェックリストのようになっているが、今後は、提案した施策を評価・検証するという視点も入れる方が良いのではないか。

施策に対する評価・検証をする仕組みと、それを行う人材を確保することは、大変重要であると考え。それがこの５(１)に並ぶべきことかどうか、どこに入れるのかについては、皆様のご意見をいただきたい。

５(１)には、提案について書き並べられているが、おそらく、提案した内容をどのようにブラッシュアップしながら運用していくかが評価の主体であると思

う。5年間の中で最初に提案したものだけを実施すれば良いのではなく、評価・検証のための仕組みと人材が確保されている点に、加点の要素があると思う。団体としても、それを前提条件にはいると思うが。

田中委員長 資料5のどこかに入れるということでよろしいか。

稲村委員 よろしい。具体的には、大項目5(1)に対する「施策に対する評価・検証」を加えるのが良いと思う。

田中委員長 評価・検証というのは、自己評価ということでよろしいか。

稲村委員 よろしい。例えば、単に自己評価した結果ではなく、次の事業の改善に繋がる検証をしてほしい。

5年前に提案したことは、どんどん変えていかなければならない部分がある。方向性としては、このような項目で良いと思うが、具体的な施策としてはどうだったかを検証しながら事業を進めていく、そのエッセンスが入っているかと思渡してみると、入っていないように思われる。

田中委員長 今のような視点は、どこかに入っているか。

事務局 評価項目としては入っていない。資料4には、四半期ごとに自己評価するとは定めている。

しかし現状では、自分たちの自己評価だけで終わっている感じがする。外部の方を起用してでも適正な次に繋がる自己評価をする体制ができれば、事業がまた新しくなっていくことが非常に考えられるので、加点点評価としては良いと思う。

赤木委員 4(1)に、稲村委員の提案項目を入れると良いのでは。

田中委員長 では、4(1)に入れるということでよろしいか。

稲村委員 それは事務局で検討していただきたい。

田中委員長 では、項目を追加する場所については事務局で検討していただく。他に意見はあるか。

寄口委員 応募団体からの提出資料に含まれる財務関係の資料は、どのような観点で我々が確認するのか。委員長に伺いたい。

田中委員長	応募団体の財政基盤などの確認については、資料５大項目１(２)「長期間安定的な管理運営を行える人的基盤や財政基盤等を有しており、又は確保できる見込みがあるか。」という選定ポイントがある。 市の指定管理者選定委員会には、経営の専門家や財政状況が分かる委員を入れることもあるが、仮に専門的な委員がいたとして、その委員の評価に他の委員が倣うことはできない。 今回は専門の方がいないが、それぞれの委員にそれぞれの経験の中で評価していただきたい。具体的には、応募団体から提出される財務諸表や決算書といった客観的な資料を参考に、審査やヒアリングを行っていただきたい。市の会計は、財政担当の企画部が民間の企業会計に倣って作った公会計であり、ある程度は市の職員でも分かるのではないと思われる。
大野委員	確かに、財務諸表を見て明確な判断するのは困難だという意見の趣旨は良く分かる。また、その部分の評価を専門家に任せ、点数をそろえるのは適切ではない。 これはあくまでアイデアの段階ではあるが、財務諸表の簡単な読み方や解説的な資料を事務局で作ることは、不可能ではないと思う。それを持って委員の採点の参考にしていただくということであれば、やれるのではないかと考える。もしそれでよろしければ、その辺りの準備はさせていただく。 専門の方が比較して、こちらがいいよとは言えない。言ってしまったら委員を入れる意味がない。財務諸表は、委員一人一人が判断するための解説書類として参考にしていただきたい。
田中委員長	ではそのように対応していただきたい。

議題３ プロポーザル審査について

田中委員長	続いて、議題３「プロポーザル審査について」事務局より説明する。資料３の２２ページと２３ページについて、ご意見いただきたい。
寄口委員	２３ページの最後の※部分について、和光市では、プロポーザル審査を公開で実施している場合が多い。例えばＡ社の枠には、Ｂ・Ｃ・Ｄ社は入らないという要件はあるが、市民の方へは公平に実施していることを示すため、公開している。プレゼンテーションと質疑応答は公開、評価とその後の部分は非公開としている。 今回は、「和光市官民連携事業基本方針に基づいて、応募者が有する管理運営の具体的なノウハウあるいは応募者の信用情報に関する事項が取り扱われるため、会議を非公開」と明記しているが、その辺りの扱いをどうするか。 今まで市が実施してきた指定管理は、公開の方が圧倒的に多いので公開で良いかと思うが、当委員会で審議してもらいたい。

田中委員長	公募した団体を1社ずつプロポーザル審査するが、その審査を公開するというのか。
寄口委員	審査の中の、プレゼンテーションとその後の質疑応答のみ公開し、決定の部分は非公開としてはどうか、と考える。
大野委員	※部分については、確かにこのようなことはある。しかし厳密には、非公開と書かれている部分については、「応募者が有する管理運営の具体的なノウハウ、あるいは応募者の信用情報に関する事項が取り扱われる」場合は非公開、という形なので、多分、今回のやり方は色々工夫できると思う。 公開にするならば、提案者は基本的にはそういった部分についてまでを含めないで提案するとか。管理運営の具体的なノウハウや流出すると困ってしまうことも含めて我々が聞きたいのであれば、審査を公開部分と非公開部分で分けるとか。 通常であれば、困るような部分がなくてある程度許容できるという提案ならば、公開としても差し支えないと思う。 いずれにしても、この和光市官民連携事業基本方針に定められているのは、選定委員会を設置してその中で判断しなさい、という内容なので、私は、寄口委員の発言のとおり、必ずしも非公開ありきということではなく、公開の部分があってもいいのかなと思う。 ただ、提案の中で、具体的なノウハウが漏れてしまうということが想定できるのであれば、少しやり方を工夫すれば良いと思う。 全く非公開というのは、寄口委員の発言を聞いていても、少し難しいのではないかと思う。事業者による公の施設の管理運営は市民の関心事であり、個人的には、これまで選定委員会の審査をご覧になりたいというニーズは高かったと思うので、それを非公開とするのは少しどうかな、と思う。
稲村委員	公開非公開というのは、実際にプレゼンテーションする当日に傍聴者が入るかどうかな、ということか。
寄口委員	例えば、A社の時間にはB・C・D社は傍聴に入らない、応募していない団体ならば傍聴に入れるということである。 公開するのであれば、応募者もそれを前提にノウハウが漏れないよう資料を作成すると想定できるので、公開は可能かと思う。傍聴者が見るのはあくまでプレゼンテーションであり、市民の方にもおもしろい提案を聞いていただきたい。そこを考慮し、審査の上での公平性を考え、公開又は非公開としたい。
赤木委員	市民に限定して公開する方が、市民に対して明確なのではないか。

田中委員長	一般的には、公開した場合、市民・市民以外を問わない。
赤木委員	基本的には公開でよろしいのではないか。
稲村委員	傍聴者を団体と想定するならば、指定管理の公平性の観点から見ると、公開する方が良い。文化業界のノウハウは、比較的公にできると思う。地域創造の活動などは、逆にノウハウを積極的に出し、共有して、みんなで高めていこう、という傾向があるように思う。そういう意味では、文化事業に関する提案には、公開したからといってそれほど困る情報は含まれないかもしれない。 ただ場合によってであるが、出演者の予定やイベントの内容など、未決定事項については、公開の場で話すことは難しいかもしれない。 ノウハウの関係では、公開が可能であると思う。
田中委員長	では、集約すると、基本的には公開とする。但しノウハウの問題もあるため、ある程度、公開方法を工夫し、配慮して進める。例えば、他の応募者は入らないなどという条件を要領に明記する、ということではよろしいか。
大野委員	よろしい。例えば、傍聴の方にはプレゼンテーションの説明資料の持ち帰りを控えていただくという配慮もあれば良いのでは。
稲村委員	録音・撮影などもご遠慮いただく方が良い。
田中委員長	では基本的には公開で、今のようないろいろな方法を検討していくという方向で進める。プロポーザル審査の件で他に意見はあるか。
稲村委員	プレゼンテーションの内容については、応募者に任せるのだろうか。予め、話してほしいポイントを伝えるのか。 応募者が少なければ問題ないが、多数の場合にはプレゼンテーションのポイントがずれているだけで差がついてしまう。それも力量とみる場合もあるが。どこをプレゼンテーションしてもらうという基準のようなものはあるか。 また、評価表の点数は公開されるのか。 おそらく、管理運営と事業のどちらにウエイトを置いてプレゼンテーションするかによっても、配点が偏ってくると思う。例えば、A社は文化事業を、B社は官民連携運営事業の方を持ってくると考えられる。その辺りのバランスについてはいかがか。
大野委員	選定に係る評価項目は、公募要項に記載されている。

田中委員長	結果は、どのように公表するのか。
事務局	全員の平均の総合得点だけを公表する。 公募要項にて選定基準を公表する。おそらく、応募者は選定基準に応じた資料を提出し、プレゼンテーションを実施すると想定できる。
稲村委員	承知した。

5 その他（今後のスケジュール）

田中委員長	続いて、次第5 その他、今後のスケジュールについて事務局から説明する。
事務局	本日いただいたご意見をもとに、公募要項などの修正をさせていただく。公募要項の配布については4月17日からを予定している。5月15日に募集説明会を開催し、質問の受付・回答を経て、6月9日から応募申請書類の受付を開始する。応募者が5社以上の場合には、6月下旬ごろに第2回選定委員会を書面開催する。その後7月21日に第3回選定委員会を開催し、プロポーザル審査を実施する予定となっている。
田中委員長	会議資料の修正後は、各委員へお送りする。 ご不明な点等が無ければ、以上を持って会議を終了する。

6 閉 会

出席者一覧

1 和光市民文化センター指定管理者選定委員会

- | | | |
|---------|-------------------------------|-------|
| (1) 委員長 | 総務部長 | 田中 康一 |
| (2) 委員 | 企画部長 | 大野 久芳 |
| (3) 委員 | 教育部長 | 寄口 昌宏 |
| (4) 委員 | 武蔵野音楽大学 准教授 | 赤木 舞 |
| (5) 委員 | 公益財団法人セゾン文化財団
プログラム・ディレクター | 稲村 太郎 |

2 事務局

- | | |
|-------------------|------|
| (1) 総務人権課長 | 渡部 剛 |
| (2) 総務人権課課長補佐 | 林 敬之 |
| (3) 総務人権課文化交流担当主事 | 高橋 萌 |